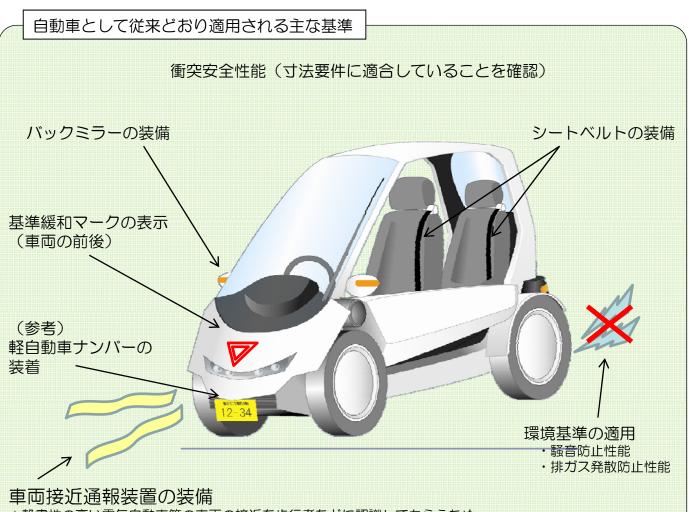
- ・安全性の確保を最優先に考え、①高速道路等は運行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場 所において運行すること、等を条件に、一部保安基準を緩和する。
- ・なお、適用される主な保安基準は以下のとおり。



## 緩和できる主な基準

高速道路等を運行せず、交通の安全等が図る ための措置を講じた場所において運行するこ とを条件に、以下の基準を緩和可能

- ・座席取付強度、シートバックの衝撃吸収
- ・シートベルト取付強度
- ·座席空間、座席寸法
- ·年少者用補助乗車装置(ISO-FIX)

## 条件に応じて緩和できる主な基準

## 車幅1300mm以下の車両の場合

二輪自動車の特性を持つことから以下の基 準を緩和可能

[二輪車の基準を適用する装置]

- 灯火器
- ・制動装置
- ・施錠装置

## 速度抑制装置等の装備により、自動車の 最高速度30km/h以下の場合

事故実態に基づき死亡事故が極めて少ない ことから以下の基準を追加緩和可能

- ・インストルメントパネルの衝撃吸収
- ・シートベルトの装備、強度

\*静粛性の高い電気自動車等の車両の接近を歩行者などに認識してもらうため、

一定車速で走行中に音を発生させる装置